

動薬協会発 191 号
令和 6 年 3 月 29 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公印省略)

牛のヨーネ病防疫対策要領の一部改正について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、以下及び別添のとおり消費・安全局長通知(5 消安第 7747 号)がありましたので、お知らせします。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令(令和 6 年農林水産省令第 10 号)が公布され、本年 4 月 1 日から施行されることに伴い、牛のヨーネ病防疫対策要領を一部改正する通知を 3 月 26 日付け発出しましたので、添付ファイルによりお知らせいたします。

なお、改正した防疫対策要領は本年 4 月 1 日から施行となります。